

秩父市告示第 164 号

令和 7 年 3 月 6 日付け秩父市告示第 32 号により告示した秩父農業振興地域整備計画を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 12 条第 1 項の規定により、当該農業振興地域整備計画の変更案に対する意見書の要旨及び当該意見書の処理結果と併せて公告する。

なお、同条第 2 項の規定により、当該計画書を次のとおり縦覧に供する。

令和 7 年 7 月 29 日

秩父市長 清 野 和 彦



- 1 秩父農業振興地域整備計画書の縦覧場所
秩父市役所農業政策課 秩父市熊木町 8 番 15 号（秩父市歴史文化伝承館 1 階）
- 2 秩父農業振興地域整備計画書の縦覧期間
令和 7 年 7 月 29 日以後、常時備え置いてあります。

3 意見書の要旨及び当該意見書の処理結果

意見書の要旨	左記意見書の処理結果
該当なし	